

指定管理者募集要項（令和 3 年度版）からの主な変更点

令和 8 年度版について、令和 3 年度版からの主な変更点は以下のとおりです。

1. 基本的な運営方針について

府の施策や、現在の公園運営における課題等を踏まえ、次期指定管理期間に重点的に取り組むべき目標を明確化することとしました。

一般事項として、昨今の災害や異常気象、時勢により社会的に要求のある事項への対応を追加し、重点方針として、府有施設のあり方検証で報告された各施設の課題に対し、京都府が取り組む方針を追加しています。

2. 管理の基本事項について

指定管理者が行う業務の一部（清掃や警備、保守点検等）を外部へ再委託することについて、京都府の公契約大綱に準じ、府内に本店を置く企業を原則とすることを追加しました。

3. 審査基準表について

審査における透明性の向上や公平な競争の確保、審査内容の明確化及び応募事業者による提案内容の質の向上を図るため、具体的な審査内容と審査項目に対する個別配点を追加しました。

4. 応募書類について

審査基準表の見直しに伴い、審査項目と対応する様式を追加し、応募事業者の提案内容の質の向上を図るため、様式に具体的な提案要求事項の記載を追加しました。

5. 植栽樹木の安全管理について

各施設の管理仕様書において、昨今の倒木等による公園利用者の被害を受けて、国土交通省が策定した樹木の点検・診断に関する指針及びガイドラインを参考とし、公園利用者の安全確保に取り組むことを追加しました。